

頁	現行	修正案	備考
1	第1章 総則	第1章 総則	
	(略)	(略)	
32	第2章 地震災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 安全・安心な県土づくり	第2章 地震災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 安全・安心な県土づくり	
	第1 県土保全施設の整備 国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（有明海再生・環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）	第3 県土保全施設の整備 国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（有明海再生・環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）	
33	1 地盤災害防止施設等の整備 (5) 土砂災害のソフト対策 (略)	1 地盤災害防止施設等の整備 (5) 土砂災害のソフト対策 (略)	
34	イ <u>土砂災害警戒情報</u> 等の提供 市町長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。 これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市町へ伝達する。 市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (7) <u>土砂災害警戒情報</u> 大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、 <u>佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u> (4) 土砂災害緊急情報 大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。	イ <u>土砂災害に関する防災気象情報</u> 等の提供 市町長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。 これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市町へ伝達する。 市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (7) <u>土砂災害に関する防災気象情報</u> <u>佐賀地方気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、警戒レベルに応じた警報等を発表する。</u> (4) 土砂災害緊急情報 大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。	
146	第2節 災害応急対策計画 第2項 地震、津波の情報伝達	第2節 災害応急対策計画 第2項 地震、津波の情報伝達	
	第3 関係機関による措置事項 佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、NTT西日本株式会社、 県（危機管理防災課、河川砂防課）	第3 関係機関による措置事項 佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、NTT西日本株式会社、 県（危機管理防災課、河川砂防課）	
146	1 気象台 (略) (3) 警報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、 <u>土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報</u> の発表基準の引下げを実施するものとする。 2 県 (略) (5) <u>警報等の発表基準の引き下げ</u> <u>佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。</u>	1 気象台 (略) (3) 警報等の発表基準の引き下げ 佐賀地方気象台等は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、 <u>警報等（レベル4土砂災害危険警報、レベル2土砂災害注意報、レベル4氾濫危険警報、レベル3氾濫警報、レベル2氾濫注意報）</u> の発表基準の引下げを実施するものとする。 2 県 (略) <u>〈削除〉</u>	